

中小企業向けの2つの会計ルール

中小企業向けの会計ルールとして2つの会計ルールがあります。これらはどちらも参照することができますが、会社の実態に応じた会計ルールを適用することが大切です。

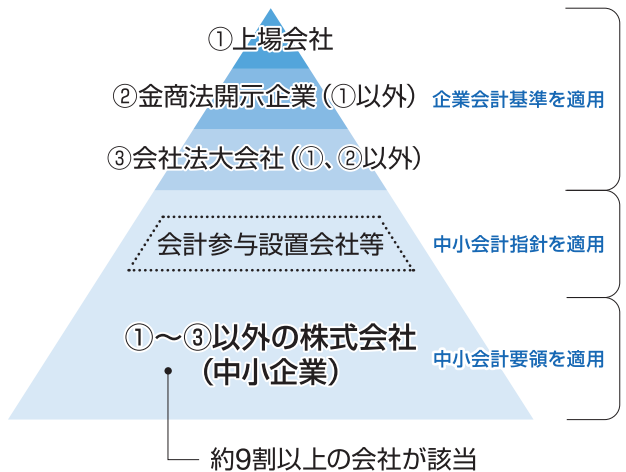
中小企業の会計に関する指針(中小会計指針)

- 中小企業が計算書類を作成するに当たり**拠ることが望ましい一定の水準を保った会計処理**を示しています。
- とりわけ、会計参与設置会社(税理士等が会計参与に就任し、取締役と共同して計算書類を作成する)では拠ることが適当とされています。

中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)

- 中小会計指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業が利用することを想定して策定されたものです。
- 中小企業の実態に配慮し、税制との調和や事務負担軽減の観点から、**多くの中小企業の実務で必要と考えられる項目に絞って簡潔な会計処理等**を示しています。

それぞれの会計ルールの位置づけ



税理士会連絡先一覧

北海道税理士会	〒064-8639 北海道札幌市中央区北3条西20-2-28 北海道税理士会館3階 TEL.011-621-7101 http://www.do-zeirishikai.or.jp
東北税理士会	〒984-0051 宮城県仙台市若林区新寺1-7-41 TEL.022-293-0503 http://www.tohokuzeirishikai.or.jp
関東信越税理士会	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14階 TEL.048-643-1661 http://www.kzei.or.jp
千葉県税理士会	〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-16-12 税理士会館3階 TEL.043-243-1201 http://www.chibazei.or.jp
東京税理士会	〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館 TEL.03-3356-4461 http://www.tokyozeirishikai.or.jp
東京地方税理士会	〒220-0022 神奈川県横浜市中区花咲町4-106 税理士会館7階 TEL.045-243-0511 http://www.tochizei.or.jp
北陸税理士会	〒920-0022 石川県金沢市北安江3-4-6 TEL.076-223-1841 http://www.hokurikuzei.or.jp
東海税理士会	〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル22階 TEL.052-581-7508 http://www.tokaizei.or.jp
名古屋税理士会	〒464-0841 愛知県名古屋市中村区覚王山通8-14 税理士会ビル4階 TEL.052-752-7711 http://www.meizei.or.jp
近畿税理士会	〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町1-5-4 TEL.06-6941-6886 http://www.kinzei.or.jp
中国税理士会	〒730-0036 広島県広島市中区袋町4-15 TEL.082-246-0088 http://www.chuzei.or.jp
四国税理士会	〒760-0017 香川県高松市番町2-7-12 TEL.087-823-2515 http://www.shikoku-zei.or.jp
九州北部税理士会	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南1-13-21 九州北部税理士会館3階 TEL.092-473-8761 http://www.kyuhokuzei.or.jp
南九州税理士会	〒862-0971 熊本県熊本市中央区大江5-17-5 TEL.096-372-1151 http://www.mkzei.or.jp
沖縄税理士会	〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター7階 TEL.098-859-6225 http://www.okizei.or.jp

日本税理士会連合会
〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階
TEL. 03-5435-0931 <http://www.nichizeiren.or.jp>

会計ルール活用の効果

すべての株式会社は各事業年度に係る計算書類等の作成が義務付けられています。計算書類等は自社の経営状態を表すものであり、税務申告のみならず、経営に活かすことが大切です。そのためには、一定の会計ルールに基づいて計算書類を作成することが重要となります。

会計ルールは、会社の規模・属性に合わせて設定されており、会計ルールに則って計算書類を作成することで、記載されている数値の信頼性が高まります。

一定の会計ルールに基づいた計算書類

- 過年度との比較が容易。
- 正確な現状把握が可能。



- 戦略的な経営計画の作成。
- 対外的信用力の向上。

税理士が指導・助言

↓ メリット

単年度 ▶ 会計の適正性・信頼性が向上
毎期継続 ▶ 数字の比較・分析が可能

具体的には

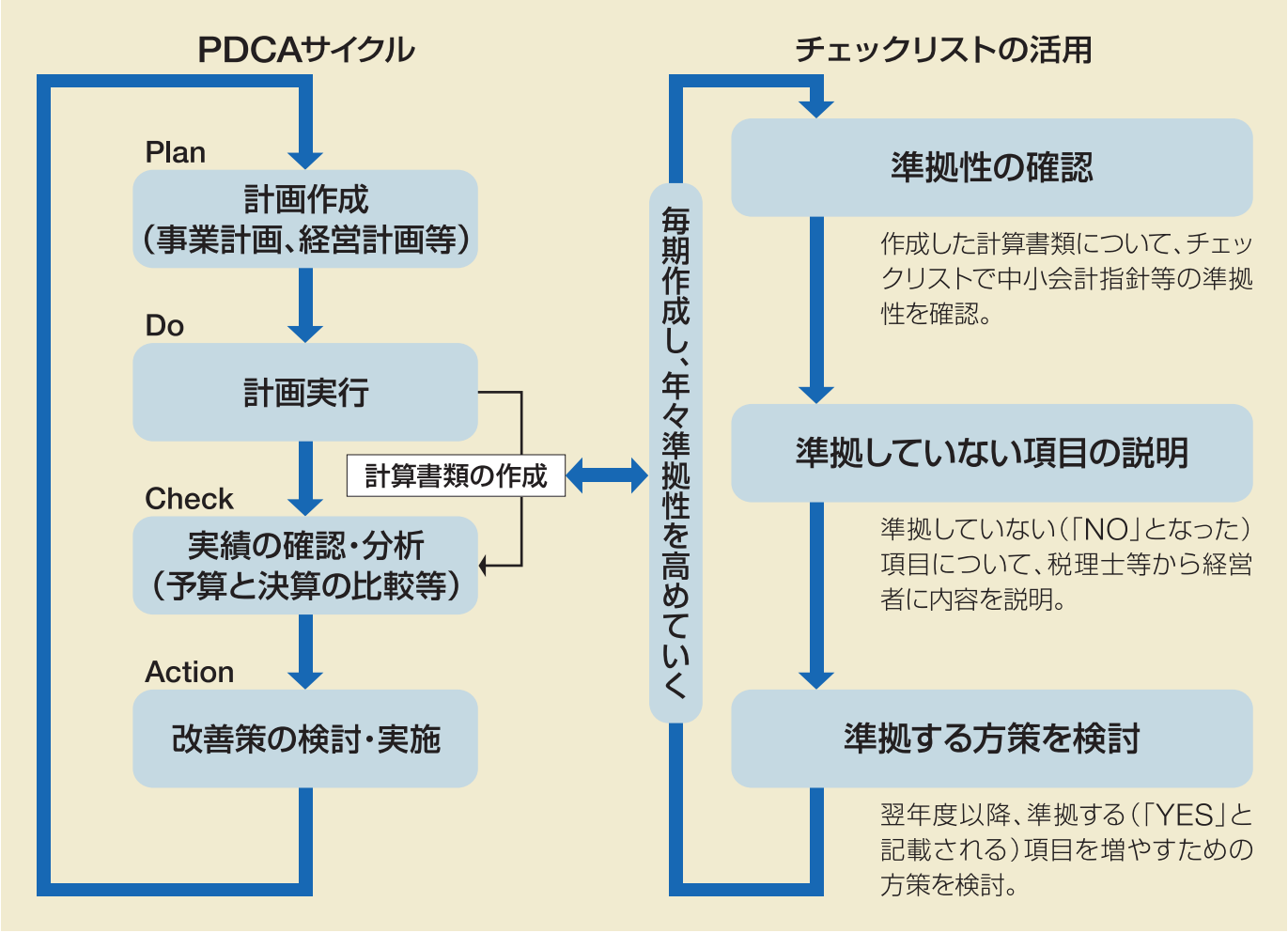
- 自社の財務状況が明らかになり、投資判断、経営改善等を的確にできるようになる。
- 金融機関、取引先等から信頼され、スムーズな資金調達や取引先拡大につながる。

チェックリストの位置づけ

日税連では、中小会計指針・中小会計要領（中小会計指針等）の準拠性を確認するためのチェックリストを作成し、公表しています。基本的には税理士・税理士法人が、会社から提供された計算書類を基に、項目ごとに中小会計指針等の準拠性を確認して、その結果や所見等を記載するものとしています。

チェックリストの機能

中小会計指針等への準拠性を確認し、年々適用度合を高めていくことで計算書類の正確性が高まります。その結果、経営者は会社の実態を適切に把握し、より効果的な事業計画、経営計画等の作成が可能となります。



金融機関の融資優遇措置の利用にかかわらず、毎期チェックリストを作成・添付し、税理士が経営者に提示する際にはその内容を十分に説明することが望まれます。

「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト（記載例・抜粋）

No.	勘定項目等	確 認 事 項	残高等	チェック	
				YES	NO
1	収益、費用の基本的な会計処理	収益は、原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取得した時に計上され、費用は、原則として、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に計上されているか。		YES	NO
		収益とこれに関連する費用は、両者を対応させて期間損益が計算されているか。		YES	NO
4	貸倒損失	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失が計上されているか。	無	有	YES NO
	貸倒引当金	回収不能のおそれのある債権がある場合、その回収不能見込額が貸倒引当金として計上されているか。	無	有	YES NO
5	有価証券	有価証券がある場合、原則として、取得原価で計上され、売買目的の有価証券については、時価で計上されているか。	無	有	YES NO
		時価が取得原価よりも著しく下落した有価証券を保有している場合、回復の見込みがあると判断されたときを除き、評価損が計上されているか。	無	有	YES NO
6	棚卸資産	棚卸資産がある場合、原則として、取得原価で計上されているか。	無	有	YES NO
		時価が取得原価よりも著しく下落した棚卸資産を保有している場合、回復の見込みがあると判断されたときを除き、評価損が計上されているか。	無	有	YES NO
8	固定資産	固定資産がある場合、原則として、取得原価で計上されているか。	無	有	YES NO
		有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却が行われているか。 (注)「相当の減価償却」とは、一般的に、耐用年数にわたって、毎期、定期的に減価償却を行うことが考えられます。	無	有	YES NO
		固定資産について、災害等により著しい資産価値の下落が判明した場合は、相当の金額が評価損として計上されているか。	無	有	YES NO

① 「残高等」の欄については、該当する勘定項目等の残高がない場合又は「確認事項」に該当する事実がない場合は、「無」を○で囲みます。「確認事項」に該当する場合において、中小会計要領に従って処理しているときは、「チェック」欄の「YES」を、中小会計要領に従って処理していないときは、「チェック」欄の「NO」を○で囲みます。

② 「NO」の場合は、「所見」欄にその理由等を記載します。

③ 「所見」欄には、上記のほか、会社の経営に関する姿勢、将来性、技術力等の内容を記載することもできます。

所 見 No. 8の固定資産の減価償却に関しては、繰越欠損金があるため減価償却を行っていない。ただし、累計額の差は〇〇円である。

「NO」の場合は、その理由を所見欄に記載します。その際、「NO」となった理由を経営者が正しく理解することが重要です。